

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル

実施要領 (再度公募)

令和4年6月

長野県建設部施設課

目 次

I	趣 旨	1
II	一般事項	1
	1 名称	
	2 主催者	
	3 募集方法	
	4 審査	
	5 性格	
	6 事務局	
III	日 程	2
IV	参加者の資格要件	2
	1 参加資格	
	2 参加不適格者等	
	3 失格基準	
V	審 査	5
	1 審査委員会	
	2 審査方法	
	3 候補者の特定	
	4 審査結果の発表	
	5 留意事項	
VI	手続き	6
	1 実施要領の配付	
	2 参加資格書の提出	
	3 一次審査書類の提出要請	
	4 現地説明	
	5 質問回答	
	6 一次審査提出書類の提出	
VII	設計業務委託契約	7
	1 最適候補者選定後の手続き	
	2 設計業務概要	
	3 契約	
	4 履行状況の確認及び措置	
	5 工事受注資格の喪失	
VIII	提出書類の取扱い	8
	1 著作権及び意匠	
	2 提出書類の使用	
IX	留意事項	8
	1 経費の負担	
	2 その他	

I 趣 旨

長野県庁本館棟及び議会棟は、令和2年度に実施した外壁診断において外壁タイルの浮きが見つかり落下等の恐れがあり、速やかな改修が必要となっています。また、空調等の設備についても経年による更新の時期を迎えつつあります。

一方、県では、令和元年11月県議会定例会における「気候非常事態に関する決議」を受け、都道府県として初めて、「気候非常事態宣言」を行い、その中で「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを目標に掲げました。この宣言を踏まえ、令和2年4月には「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050年ゼロカーボンの実現に向け、具体的な数値目標を掲げました。更に、令和2年10月には全国で初めてとなる「長野県脱炭素社会づくり条例」が成立し、これを受け、令和3年6月に「長野県ゼロカーボン戦略」及び「第6次長野県職員率先実行計画」を策定し、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進することとしています。このうち、具体的な取組を掲げた「気候危機突破プロジェクト(建物プロジェクト)」では、県庁舎等において、断熱、庁舎の省エネルギー化及び再エネ設備の導入等を行うことにより、施設の長寿命化及び温熱環境の改善による執務効率の向上を目指すこととしています。

これを受け令和3年度に「県庁本館棟省エネ化可能性調査等業務」を実施し、今後予定している改修計画に併せて省エネルギー改修を行うことにより、一次エネルギー消費量を削減し、ZEB(Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル))化とするための手法に関する調査・検討を行いました。その結果、県庁において、ZEB化^{*1}の実現可能性を確認したところです。

この調査業務の結果を踏まえ、県では、県庁のゼロカーボン化を進めるため、計画的な維持改修に合わせて省エネ改修を実施することとしました。本設計業務は、本館棟及び議会棟の外壁タイル改修に合わせた建物外皮の断熱改修工事、照明器具のLED改修工事及び関連工事の設計を行うものです。

県庁の改修にあたっては、免震構造の大規模建築物であること、業務を継続しながらの工事であり工事方法や手順に配慮が必要なことなど、設計の難易度は高いものとなります。

そこで、本業務に係る設計者には、大規模事業の設計に係る「高度な技術力」、多数の関係者の意見を集約し設計に反映できる「調整力」、執務並行型改修等の諸条件を的確に把握し設計を行うことができる「高い実現性」を求めるとともに、大規模建築物の省エネ改修のモデルとなる本事業に対する「熱意」、「意欲」を持ち、県とともに共同して進めるパートナーとして最も適した設計者を選考するため、プロポーザルにより広く提案を求めます。

II 一般事項

- 1 名 称 県庁省エネ改修工事設計プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)
- 2 主 催 者 長野県(以下「県」という。)
- 3 募集方法 公募とします。
- 4 審 査 審査委員会において、最適候補者、候補者及び準候補者(以下「最適候補者等」という。)を選考します。なお、審査は2段階で行います。
- 5 性 格 本プロポーザルは、設計者の基本的な考え方や与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選考するために実施するものです。提案は選考を行なうための資料とするものであり、設計に際して県が提案された内容に拘束されるものではありません。
- 6 事 務 局 長野県建設部施設課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
代表電話 026-232-0111(内線3667)
直通電話 026-235-7343
ファクシミリ 026-235-7477
電子メール shisetsu@pref.nagano.lg.jp

Ⅲ 日 程

- ・ 実施要領等の配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年6月29日(水)～7月28日(木)
- ・ 質問(参加表明書に係るもの)・・・・・・・・・・ 令和4年6月29日(水)～7月4日(月)
- ・ 質問への回答(参加表明書に係るもの)・・・・ 令和4年7月5日(火)
- ・ 参加表明書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年7月5日(火)～7月12日(火)
- ・ 参加資格通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年7月13日(水)
- ・ 質問(参加表明書以外に係るもの)・・・・・・・・ 令和4年7月13日(水)～7月15日(金)
- ・ 質問への回答(参加表明書以外に係るもの)・・・ 令和4年7月19日(火)
- ・ 提案書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年7月19日(火)～7月28日(木)
- ・ 一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年8月4日(木)
- ・ 一次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年8月9日(火) (予定)
- ・ 二次審査(インタビュー)・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年8月中下旬 (予定)
- ・ 二次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年8月下旬 (予定)

Ⅳ 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の資格要件等は、次のとおりです。

虚偽の申告と認められる場合や、参加表明書とともに提出する書類で証明できない場合は、失格となります。

1 参加資格

(1) 参加者の人格等

公告日現在において、次のアからタ(エを除く)までのいずれにも該当している者(以下「単体」という。)、又は、次のアからタ(エを除く)までのいずれにも該当している者を代表構成員(構成員中で出資比率が最大の者をいう。)とし、次のアからタ(ウを除く)までのいずれにも該当している者を構成員として自主結成された設計共同体(以下、設計共同体という。)(構成員の数は2者以内)とします。

ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年10月1日告示第640号)のうち、建築コンサルタント業務の登録(以下「建築コンサルタント業務の登録」という。)を行っていること。ただし、令和4年7月12日(火)17時までに県が定める書類を参加表明書提出書類と同時に提出し、一次審査の前日までに同等の資格があることの確認を受けた場合はこの限りでない。(同等の資格を有する者のみ一次審査の対象者とします。)

イ 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受け、かつ、単体の場合は次の(ア)、設計共同体の場合は次の(イ)に該当していること。

(ア) 所属一級建築士が5人以上いること。

(イ) 代表構成員にあっては所属一級建築士が5人以上、代表構成員以外の構成員にあっては所属一級建築士が3人以上いること。

ウ 次の(ア)及び(イ)の設計業務の実績があること。

(ア) 建築物の新築、増築、改築又は改修に係る ZEB 化^{*1}($BEI^{*2} \leq 0.6$)に関する設計業務(基本設計又は実施設計のいずれかを元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したものの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限り、参加者が設計共同体の場合は代表構成員の実績に限る。)

(イ) 過去 15 年間^{*3}に延べ面積 6,000 m²以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務(元請として行った実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が 6,000 m²以上のものに限り。)

エ 過去 15 年間^{*3}に延べ面積 3,000 m²以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務の実績を元請とし

て行った実績があること（増築又は改築に係るもの場合は、当該増築、改築又は改修に係る部分の面積が3,000㎡以上のものに限る。）。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

「入札参加停止措置要領」は、次のホームページを参照してください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/sanka-teshi.html>

キ 参加表明書の提出時に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画認可の決定を、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画認可の決定を受けていること。

ク 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日告示第640号）第1に示す建設コンサルタント等の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」）において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

ケ 建設コンサルタント等の業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日付け15会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

コ 建設コンサルタント等の業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後、委託契約約款第31条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。

サ 建設コンサルタント等の業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

シ 建設コンサルタント等の業務の入札において、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領（令和3年3月15日2契検第122号）第19の規程により要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

ス 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

セ 滞納している県税等徴収金がないこと。

ソ 本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。

なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

- 1) 人的関係のある会社
- 2) 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士関係にある場合
- 3) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- 4) 事業協同組合とその構成員

タ 設計共同体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

(2) 配置技術者

管理技術者及び主任担当技術者の配置についてそれぞれア及びイに掲げる要件を満たすものとし、

ア 管理技術者

次の要件を満たす者を配置すること。

(ア) 参加者の組織に所属していること。この場合において、参加者が設計共同体である場合は代表構成員に所属していること。

(イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者（公告日現在において当該資格を有している者に限る。以下同じ。）

(ウ) 過去15年間^{*3}に延べ面積6,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務を行った者（管理技術者又は主任担当技術者（意匠）として担当した実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が6,000㎡以上のものに限る。）

イ 主任担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（地域省エネ）※⁴、建築（構造）、建築（積算）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、次の要件を満たす主任担当技術者を1名ずつ選定し配置すること。

この場合において管理技術者及び各部門の主任担当技術者は兼任しないこと。

(ア) 建築（意匠）主任担当技術者は、次の要件を満たす者とする。

- ・ 参加者の組織に所属している者。この場合において、参加者が設計共同体である場合は代表構成員又は構成員の組織に所属していること。
- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者
- ・ 過去15年間^{※3}に延べ面積3,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務を行った者（管理技術者又は主任担当技術者（意匠）として担当した実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が3,000㎡以上のものに限る。）

(イ) 建築（地域省エネ）※⁴主任担当技術者は、次の要件を満たす者とする。

- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者
- ・ 長野県内における建築物の新築、増築、改築又は改修の設計業務（BEI^{※2}（再生可能エネルギー除く） ≤ 0.8 ）を行った者（管理技術者又は主任担当技術者（意匠）として担当した実績に限る。）

(ウ) 建築（構造）主任担当技術者は、次の要件を満たす者とする。

- ・ 構造設計一級建築士の資格を有する者
- ・ 免震構造設計の実績を有する者（主任担当技術者（構造）として担当した実績に限る。）

(エ) 建築（積算）主任担当技術者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、かつ、建築工事の積算業務に3年以上の経験を有する者
- ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者

(オ) 電気設備主任担当技術者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 設備設計一級建築士の資格を有する者
- ・ 建築設備士の資格を有し、かつ、設計業務（主に電気）に5年以上の経験を有する者

(カ) 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 設備設計一級建築士の資格を有する者
- ・ 建築設備士の資格を有し、かつ、設計業務（主に機械）に5年以上の経験を有する者

（注意）協力事務所（参加者の組織でない事務所で、専門分野において技術の提供等をおこなう事務所）へ再委託等をする場合は、当該協力事務所が、本プロポーザルの参加者（当該参加者が設計共同体である場合は、その代表構成員及び構成員）でないこと。

また、再委託する業務が主たる業務部分の全部を再委託等するものでないこと。

なお、協力事務所としての重複は妨げない。

※1 ZEB化：本要領におけるZEBには、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB ready及びZEB Orientedが含まれ、かつ、BEI（再生可能エネルギー除く） ≤ 0.6 であるものとする。

※2 BEI：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）（以下「建築物省エネ法」という。）における、住宅・建築物の一次エネルギー消費量の基準の水準としての指標（設計一次エネルギー消費量/基準一次エネルギー消費量）

※3 過去15年間とは、平成19年（2007年）4月1日から公告日の前日までが該当します。

※4 建築（地域省エネ）部門は、建築物内部の温熱環境などについて、県内特有の気候風土に係る見識を生かし、本県に適した設計を行うための部門をいう。

2 参加不適格者等

本プロポーザル審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、参加できません。

3 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

V 審査

1 審査委員会

(1) 委員

最適候補者等選定の審査は、次の6名の委員により組織された審査委員会で行います。

区分	分野	氏名	所属・役職
委員長	環境・建築	高木 直樹	信州大学工学部 名誉教授
		高村 秀紀	信州大学工学部 教授
委員	建築（国）	蒲谷 俊樹	国土交通省 関東地方整備局 長野営繕事務所 所長
	環境（県）	新納 範久	長野県 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進室 室長
	建築（県）	塩入 一臣	長野県 建設部 建築住宅課 建築技監
	庁舎管理（県）	小林 史人	長野県 総務部 財産活用課 課長

2 審査方法

次の手順により審査します。

- (1) 参加表明書の審査は、資格要件の適合審査のみ行い、内容の評価は行いません。
- (2) 設計提案書の審査は2段階とし、審査委員会が、参加者の技術力、調整力、実現性、テーマに対する考え方等について、評価項目毎に審査を行います。また、審査委員会における審査に際しては、参加者名は匿名とします。なお、審査は非公開で行います。
- (3) 一次審査では、事務所の体制、業務実績及び提案書の審査により、3者程度の二次審査参加者を選定します。
- (4) 二次審査では、設計提案書をもとにプレゼンテーションを実施した後、参加者へのヒアリングを行い、最適候補者、候補者及び準候補者を選定します。
- (5) 一次審査及び二次審査の選定に係る評価項目及び評価ウエイト等は、表-1及び表-2のとおりとします。
- (6) 二次審査の詳細は、一次審査通過後、二次審査参加者に通知します。

3 候補者の特定

県は、審査委員会から最適候補者、候補者及び準候補者の推薦を受け、最適候補者、候補者及び準候補者の特定を行います。

4 審査結果の発表

- (1) 一次審査の結果については、参加者全員に通知します。
また、二次審査参加者については、県のホームページに掲載して公表します。
なお、二次審査参加者には日時、場所、留意事項等を通知します。
- (2) 二次審査の結果については、二次審査参加者全員に通知します。
また、審査結果並びに最適候補者、候補者及び準候補者については、県のホームページに掲載して公表します。
- (3) 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により説明を求めることができます。
- (4) 前号の要求に係る県の回答は、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとします。
なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じません。

5 留意事項

本プロポーザルに関して、審査委員への事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止します。
なお、審査委員との本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められた場合は失格となります。

VI 手続き

1 実施要領の配布

- (1) 配付する資料
 - ア 県庁省エネ改修工事設計プロポーザル実施要領 (再度公募)
 - イ 県庁省エネ改修工事設計プロポーザル実施要領 (再度公募) (別冊)
 - ウ 付属資料 (別冊に記載)
- (2) 配付期間 令和4年 6月29日(水) から令和4年 7月28日(木) まで
(事務局では、実施要領の閲覧のみとする。なお、事務局での閲覧時間は8時30分から17時まで(土・日曜日及び祝祭日は除く。)とする。)
- (3) 配付場所 県のホームページ
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/shisetsu/kensei/soshiki/kencho/shisetsu/index.html>)

2 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和4年 7月5日(火) から令和4年 7月12日(火) 17時まで
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 郵送（「配達証明付き書留郵便」に限る。また、提出期間内必着とする。）
ただし、提出期間の最終日（令和4年 7月12日(火)）のみ、持参での受付も行う。
持参の受付時間は、8時30分から17時までとする。
- (4) 作成方法 「参加表明書提出書類作成要領」による。

3 提案書の提出要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、参加表明書提出者宛てに参加資格通知の送付及び提案書の提出要請を令和4年 7月13日(水) までに行います。

4 現地説明

現地説明は行いません。

5 質問回答

- (1) 質問の受付期間
 - ア 参加表明書に係る質問 令和4年 6月29日(水) から令和4年 7月4日(月) 17時まで (必着)

(土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は8時30分から17時までとする。)

イ 参加表明書以外に係る質問 令和4年7月13日(水)から令和4年7月15日(金)17時まで(必着)

(土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は8時30分から17時までとする。)

- (2) 受付場所 事務局
- (3) 質問方法 質問は、別添様式1により、ファクシミリ(送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。)又は電子メールとする。
- (4) 回答
 - ア (1)のアの質問に係る回答は、令和4年7月5日(火)までに県のホームページに掲載します。
 - イ (1)のイの質問に係る回答は、令和4年7月19日(火)までに県のホームページに掲載します。

6 提案書の提出

- (1) 提出期間 令和4年7月19日(火)から令和4年7月28日(木)17時まで
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 郵送(「配達証明付き書留郵便」に限る。また、提出期間内必着とする。)ただし、提出期間の最終日(令和4年7月28日(木))のみ、持参での受付も行う。受付時間は、8時30分から17時までとする。
- (4) 作成方法 「提案書作成要領」による。

Ⅶ 設計業務委託契約

1 最適候補者選定後の手続き

- (1) 県は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、最適候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、最適候補者と本業務の委託契約を締結するものとします。
- (2) 最適候補者との契約が整わなかった場合は、候補者以下との随意契約の手続きを行うこととします。

2 設計業務概要

- (1) 業務名 県庁省エネ改修工事設計業務
- (2) 業務箇所 長野県長野市大字南長野
- (3) 業務内容 本館棟(SRC10F/B1F 35,964㎡)、議会棟(RC4F/B1F 10,299㎡)及び渡り廊下(S2F 77㎡)の省エネ改修工事の基本及び実施設計
- (4) 履行期間 契約日から令和5年3月27日(月)まで(予定)

3 契約

- (1) 契約書の要否 契約書の作成が必要となります。
- (2) 上限額
長野県建築設計業務等積算基準、長野県建築設計業務等積算要領により算出した金額を上限とします。(消費税については契約時の消費税率を適用します。)
- (3) 契約締結時までにIV1の、参加資格を満たさないこととなった場合は契約を締結しないこととし、この場合も県は一切の損害賠償の責を負わないこととします。
なお、積算基準については、長野県建築設計業務等積算基準及び長野県建築設計業務等積算要領を適用します(積算基準等については、契約時の基準を適用します。)

4 履行状況の確認及び措置

この要領に基づき契約した委託業務について、履行状況の確認を行い、見積書の徴取時に提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があるときは、契約約款第37条第1項第四号による契約解除を行う事ができるものとします。

5 工事受注資格の喪失

本設計業務を受託した設計者(協力事務所を含む。)と資本・人事面等において関連があると認められ

る製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む。）を請負うことはできません。

Ⅷ 提出書類の取り扱い

1 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した提出者にすべて帰するものとします。

2 提出書類の使用

県は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示をする場合に提出書類の提案書を無償で使用することができるものとします。

その他の県が必要と認める場合は、提出者の承諾を得られた場合に限り、一次審査提出書類を無償で使用することができるものとします。この場合、使用に際しては提出者名を明示します。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した提出者において当該第三者に承諾を得ておいてください。

Ⅸ 留意事項

1 経費の負担

参加表明書、審査書類の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した経費は、参加者の負担とします。

2 その他

- (1) 提出書類は、Ⅷ 2 の場合を除き、提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出書類は、最適候補者等の選考作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。
- (3) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできません。
- (4) 一度受理した提出書類の差替えは認めません。
- (5) 参加表明書、審査書類の提出は、1者につき1件とします。
- (6) 提出された提出書類は返却しません。
- (7) 参加表明書、提案書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出てください。
なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (8) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。
- (9) 基本設計完了前には、審査委員会による基本設計内容の確認を予定しています。
- (10) 本設計プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定による計量単位に限ります。

表－1 設計提案書一次審査の評価項目及び評価ウェイト等

区分	評価項目		審査書類	評価のウェイト		評点	
1. 事務所の体制及び業務実績	(1) 保有技術者の体制		様式 4	9			
	(2) ZEB 化の設計の実績						技術者数
	(3) 過去 15 年間の設計業務の実績						用途（難易度）及び省エネ性能（BEL） 設計業務実績（用途（難易度）及び規模。以下同じ。）
2.1 技術職員の経験及び業務実績	(1) 管理技術者		様式 5	23	45 点	設計業務実績	
						経験年数	
	a) 建築(意匠)	設計業務実績					
		経験年数					
	b) 建築(地域省エネ)	設計業務実績					
		事務所所在地					
	c) 構造	設計業務実績					
		経験年数					
	d) 積算	設計業務実績					
		経験年数					
	e) 電気	設計業務実績					
経験年数							
f) 機械	設計業務実績						
	経験年数						
2.2 技術者職員の業務状況	(3) 管理技術者		様式 6	6			
	(4) 主任担当技術者		様式 7				
3.1 業務実施方針及び設計提案総合	(1) 業務実施方針	業務の理解度、取組意欲、創意工夫、調整力	様式 8	8	22		
	(2) 設計提案総合	専門技術力、取組意欲	設計提案書	8			
			合 計	45		満点 45 点	

表ー 2 設計提案書二次審査の評価項目及び評価ウェイト等

区分	評価項目		審査書類	評価のウェイト		評点	
1. 事務所の体制及び業務実績	(1) 保有技術者の体制	技術者数	様式 4				
	(2) ZEB 化の設計の実績	用途（難易度）及び省エネ性能（BEI）					
	(3) 過去 15 年間の設計業務の実績	設計業務実績（用途（難易度）及び規模。以下同じ。）					
2.1 技術職員の経験及び業務実績	(1) 管理技術者	設計業務実績	様式 5	—		45 点	
		経験年数					
	(2) 主任担当技術者	a) 建築(意匠)					設計業務実績
							経験年数
		b) 建築(地域省エネ)					設計業務実績
							事務所所在地 経験年数
		c) 構造					設計業務実績
							経験年数
	d) 積算	設計業務実績					
		経験年数					
e) 電気	設計業務実績						
	経験年数						
f) 機械	設計業務実績						
	経験年数						
2.2 技術者職員の業務状況	(3) 管理技術者	実施済業務における取組姿勢及び創意工夫	様式 6				
	(4) 主任担当技術者		様式 7				
3.1 業務実施方針及び設計提案総合	(1) 業務実施方針	業務の理解度、取組意欲、創意工夫、調整力	様式 8				
	(2) 設計提案総合	専門技術力、取組意欲	設計提案書				
3.2 設計提案	(3) 個別設計提案	①：省エネ改修に関する提案	的確性、実現性、独自性	設計提案書	12	49	
		②：業務の継続に配慮した工事方法、工程・仮設計画の提案			12		
		③：費用低減の工夫			12		
		④：県庁舎という特性を踏まえた県民への啓発効果等の提案			8		
		⑤：その他積極的な提案（自由提案）			5		
	(4) プレゼンテーション及びヒアリング	取組意欲、コミュニケーション力	—	6	6		
			合 計	100	満点 100 点		